

		運用の基準 の設定						運用の基準 の設定				
(削 除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	2	条約その 他の国際 約束の締 結及びそ の経緯	(1)締結の検 討	①外国（本邦の域外にあ る国又は地域をいう。） との交渉に関する文書 及び解釈又は運用の基 準の設定のための決裁 文書（二の項イ及びニ）	30年		
			(削除)						②他の行政機関の質問 若しくは意見又はこれ らに対する回答に関す る文書その他の他の行 政機関への連絡及び当 該行政機関との調整に 関する文書（二の項ロ）			
			(削除)						③条約案その他の国際 約束の案の検討に関す る調査研究文書及び解 釈又は運用の基準の設 定のための調査研究文 書（二の項ハ及びニ）			
		(削除)	(削除)	(2)条約案の 審査	条約案その他の国際約 束の案の審査の過程が							

		機関への協議	項ハ)		・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答				・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
		(削除)	(削除)						
		(削除)	(削除)		(削除)				・官報の写し
		(4)解釈又は運用の基準の設定	①～② (略)		(略)				(略)
<u>3</u>	人事院規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (一の項イ) ③ (略)	30年	(略) ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・報告、提言				(略) ・開催経緯 ・議事録 ・配付資料 ・報告、提言
		(2) (略)	(略)		(略)				(略)
		(3)制定又は改廃	人事院規則の制定又は改廃のための決裁文書 (一の項ホ)		・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文				・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文
		機関への協議	項ハ)		・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答				・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
		(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 (一の項ニ)						
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書 (一の項ト)						
		(7)解釈又は運用の基準の設定	①～② (略)		(略)				(略)
<u>4</u>	内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (一の項イ) ③ (略)	30年	(略) ・開催経緯 ・議事録 ・配付資料 ・報告、提言				(略) ・開催経緯 ・議事録 ・配付資料 ・報告、提言
		(2) (略)	(略)		(略)				(略)
		(3)制定又は改廃	内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書 (一の項)		・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文				・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文

		(4)~(5) (略)	(略)		(略)			ホ)		(略)	
閣議又は <u>人事院会議等</u> の決定又は了解及びその経緯						閣議、 <u>関係行政機関の長で構成される会議</u> 又は <u>省議</u> (これらに準ずるものを含む。) の決定又は了解及びその経緯					
<u>4</u>	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)~(3) (略)	(略)	30年	(略)	<u>5</u>	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)~(3) (略)	(略)	30年	(略)
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>					<u>(4)基本方針、基本計画又は白書その他</u>	<u>①立案基礎文書(五の項イ)</u>		
			<u>(削除)</u>					<u>他の閣議に付された案件に関する</u>	<u>②立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)</u>		
			<u>(削除)</u>					<u>立案の検討及び閣議の求めその他</u>	<u>③立案の検討に関する調査研究文書(五の項イ)</u>		
			<u>(削除)</u>					<u>の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)</u>	<u>④行政機関協議文書(五の項ロ)</u>		
			<u>(削除)</u>						<u>⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書(五の項ハ)</u>		
<u>(削</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>6</u>	関係行政	関係行政機	<u>①会議の決定又は了解</u>	<u>10年</u>	

除)			(削除)				機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	に係る案の立案基礎文書（六の項イ） ②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（六の項イ） ③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書（六の項イ） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項ロ） ⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ）		
5	人事院会議等の決定又は了解及びその経緯	人事院会議等の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①人事院会議等の決定又は了解に係る案の立案基礎文書 ②人事院会議等の決定又は了解に係る案の検	10年	・基本方針 ・基本計画 ・外国・自治体・民間企業の状況調査	7	省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（七の項イ） ②省議の決定又は了解に係る案の検討に關す	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・外国・自治体・民間企業の状況調査

			討に関する調査研究文書		・関係団体・関係者のヒアリング				る調査研究文書 <u>(七の項イ)</u>		・関係団体・関係者のヒアリング			
			③ <u>人事院会議等</u> に検討のための資料として提出された文書 <u>及び人事院会議等の議事が記録された文書</u>		・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料				③ <u>省議</u> に検討のための資料として提出された文書 <u>(七の項ロ) (新設)</u>		<u>(新設)</u> ・ 配付資料			
			④ <u>人事院会議等</u> の決定又は了解の内容が記録された文書		・ 決定・了解文書				④ <u>省議</u> の決定又は了解の内容が記録された文書 <u>(七の項ハ)</u>		・ 決定・了解文書			
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯						複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関 <u>若しくは地方公共団体</u> に対して示す基準の設定及びその経緯								
<u>6</u>	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③ (略) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 (八の項ロ) ⑤ (略)	10年	(略) ・ 開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 (略)				<u>8</u>	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③ (略) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 (八の項ロ) ⑤ (略)	10年	(略) ・ 開催経緯 ・ <u>議事録</u> ・ 配付資料 (略)
<u>7</u>	他の行政	基準の設定	① (略)	10年	(略)				<u>9</u>	他の行政	基準の設定	① (略)	10年	(略)

	機関に対して示す基準の設定及びその経緯	に関する立案の検討その他の重要な経緯	②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ） ③～⑤（略）		・開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・報告、提言 （略）
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
<u>8</u>	個人の権	(1)行政手続	①立案の検討に関する	10年	・開催経緯
	機関に対して示す基準の設定及びその経緯	に関する立案の検討その他の重要な経緯	②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ） ③～⑤（略）		・開催経緯 ・ <u>議事録</u> ・配付資料 ・報告、提言 （略）
<u>10</u>	<u>地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯</u>	<u>基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯</u>	<u>①立案基礎文書（九の項イ）</u> <u>②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）</u> <u>③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）</u> <u>④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）</u> <u>⑤基準を地方公共団体に通知した文書（九の項ハ）</u>	<u>10年</u>	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
<u>11</u>	個人の権	(1)行政手続	①立案の検討に関する	10年	・開催経緯

利義務の 得喪及び その経緯	法（平成5年 法律第88号） 第2条第8 号口の審査 基準、同号ハ の処分基準、 同号ニの行 政指導指針 及び同法第 6条の標準 的な期間に 関する立案 の検討その 他の重要な 経緯	審議会等文書（十の項） ②～⑤（略）		・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 報告、提言 (略)	利義務の 得喪及び その経緯	法（平成5年 法律第88号） 第2条第8 号口の審査 基準、同号ハ の処分基準、 同号ニの行 政指導指針 及び同法第 6条の標準 的な期間に 関する立案 の検討その 他の重要な 経緯	審議会等文書（十の項） ②～⑤（略）		・ <u>議事録</u> ・ 配付資料 ・ 報告、提言 (略)
	(2)～(3)（略）	(略)	(略)	(略)		(2)～(3)（略）	(略)	(略)	(略)
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>(4)補助金等 (補助金等 に係る予算 の執行の適 正化に関す る法律（昭和 30年法律第</u>	<u>①交付の要件に関する 文書（十三の項イ）</u>	<u>交付に 係る事 業が終 了する 日に係 る特定 日以後</u>	
		<u>(削除)</u>				<u>30年法律第</u>	<u>②交付のための決裁文 書その他交付に至る過 程が記録された文書（十 三の項ロ）</u>		

		(4)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略) ②審議会等文書(十四の項口) ③~④ (略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略) ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 意見 (略)					
		(5)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	(略)	(略)	(略)					
職員の人事に関する事項										
10	職員の人事に関する事項	(1)人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	①~② (略) ③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書(十六の項ハ)	(略)	(略) (略)					
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略) ②審議会等文書(十四の項口) ③~④ (略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略) ・ <u>議事録</u> ・ 配付資料 ・ 意見 (略)					
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	(略)	(略)	(略)					
職員の人事に関する事項										
13	職員の人事に関する事項	(1)人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	①~② (略) ③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書(十六の項ハ)	(略)	(略) (略)					

			④ (略)		(略)			④ (略)		(略)	
		(2)~(4) (略)	(略)		(略)			(2)~(4) (略)	(略)	(略)	
その他の事項						その他の事項					
11	公示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)公示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から10の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・報告、提言			①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・議事録 ・配付資料 ・報告、提言	
			②(略)		(略)			②(略)		(略)	
			③意見公募手続文書(二十の項イ)		・公示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由			③意見公募手続文書(二十の項イ)		・公示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由	
			④制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ)		・公示案			④制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ)		・公示案	
			⑤(略)		(略)			⑤(略)		(略)	
		(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から10の項	①~②(略)	(略)	(略)			(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項	(略)	(略)	

		までに掲げるものを除く。)						までに掲げるものを除く。)					
<u>12</u>	予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(4の項(1)に掲げるものを除く。)	①～④ (略)	(略)	(略)			<u>15</u>	予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	①～④ (略)	(略)	(略)
		(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製	①～⑤ (略)	(略)	(略)					(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製	①～⑤ (略)	(略)	(略)

		その他の決算に関する重要な経緯 (4の項(2)に掲げるものを除く。)						その他の決算に関する重要な経緯 (5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)					
13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>				17	<u>独立行政法人等に関する事項</u>	<u>(1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯</u>	<u>①立案の検討に関する調査研究文書(二十四の項イ)</u> <u>②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項ロ)</u> <u>③制定又は変更のための決裁文書(二十四の項ハ)</u> <u>④中期計画、事業報告書</u>	<u>10年</u>	
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>										
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>										
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>										

		審議会等 文書	<ul style="list-style-type: none"> ・議事の記録 ・配付資料 ・報告、提言 			法」という。) 第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	画の制定又は変更に至る過程が記録された文書 (二十六の項イ)	間企業の状況調査
		③評価書の作成のための決裁文書 <u>その他当該作成の過程が記録された文書</u>	・評価書				③基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書 (二十六項のイ)	・関係団体・関係者のヒアリング
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>				④実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書 (二十六の項イ)	・(新設)
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>				⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書 (19の項に掲げるものを除く。)(二十六の項ロ)	・(新設)
								・基本計画面案
								・事後評価の実施計画面案
								・評価書

			(削除)		(削除)				⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(二十六の項ハ)		・政策への反映状況案
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	①立案基礎文書(二十七の項イ) ②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ) ③立案の検討に関する調査研究文書(二十七の項イ) ④政策評価法による事前評価に関する文書(二十七の項ヘ) ⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は	事業終了の日 に係る特定日 以後5 年又は 事後評価終了 の日に 係る特定日 以後10年 のいずれか 長い期間	
			(削除)								
			(削除)								
			(削除)								
			(削除)								
			(削除)								

			<u>(削除)</u>				<u>調整に関する文書(二十七の項ロ)</u>		
			<u>(削除)</u>				<u>⑥事業を実施するための決裁文書(二十七の項ハ)</u>		
			<u>(削除)</u>				<u>⑦事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書(二十七の項ニ)</u>		
			<u>(削除)</u>				<u>⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書(二十七の項ホ)</u>		
			<u>(削除)</u>				<u>⑨政策評価法による事後評価に関する文書(二十七の項ヘ)</u>		
<u>15</u>	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書(二十八の項)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿 		栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書(二十八の項)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿
<u>20</u>	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書(二十八の項)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿 	<u>(5の項(4)に掲げるものを除く。)</u>	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書(二十八の項)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿

16	国会及び 審議会等 における 審議等に 関する事 項	(1)国会審議 (1の項か ら15の項ま でに掲げる ものを除 く。)	(略)	(略)	(略)
		(2)審議会等 (1の項か ら15の項ま でに掲げる ものを除 く。)	審議会等文書(二十九の 項)	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・報告、提言
17	(略)	(略)	①～④(略)	(略)	(略)
18	他の行政 機関等に 対する調 査又は監 査に關す る事項	調査又は監 査に関する 立案の検討 その他の重 要な経緯	①(略) ②立案の検討に関する 審議会等文書	10年	(略) ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・報告、提言
			③～④(略)		(略)
19	採用試験 に関する 事項	採用試験に 関する立案 の検討その 他の重要な	①(略) ②立案の検討に関する 審議会等文書	10年	(略) ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料
21	国会及び 審議会等 における 審議等に 関する事 項	(1)国会審議 (1の項か ら20の項ま でに掲げる ものを除 く。)	(略)	(略)	(略)
		(2)審議会等 (1の項か ら20の項ま でに掲げる ものを除 く。)	審議会等文書(二十九の 項)	10年	・開催経緯 ・議事録 ・配付資料 ・報告、提言
22	(略)	(略)	①～④(略)	(略)	(略)
23	他の行政 機関等に 対する調 査又は監 査に關す る事項	調査又は監 査に関する 立案の検討 その他の重 要な経緯	①(略) ②立案の検討に関する 審議会等文書	10年	(略) ・開催経緯 ・議事録 ・配付資料 ・報告、提言
			③～④(略)		(略)
24	採用試験 に関する 事項	採用試験に 関する立案 の検討その 他の重要な	①(略) ②立案の検討に関する 審議会等文書	10年	(略) ・開催経緯 ・議事録 ・配付資料

		経緯	③～⑤ (略)	10年	・報告、提言 (略)
			<u>20</u>		他の行政機関等の職員を対象として実施する研修に関する事項
<u>21</u>	(略)	(略)	①～③ (略)	(略)	(略)
備考					
一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 1～7 (略) <u>(削除)</u> <u>8 人事院会議等 人事院会議及び国家公務員倫理審査会</u> <u>9</u> (略)					
二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定による。 三～五 (略)					

		経緯	③～⑤ (略)	10年	・報告、提言 (略)
			<u>25</u>		他の行政機関等の職員を対象として実施する研修に関する事項
<u>26</u>	(略)	(略)	①～③ (略)	(略)	(略)
備考					
一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 1～7 (略) <u>8 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議</u> <u>9 省議（これに準ずるものを含む。） 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議</u> <u>10</u> (略)					
二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定による。 三～五 (略)					

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

(1) (略)

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯		
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) (略)
		<u>(削除)</u>
		<u>(4) 国会審議</u>
		<u>(5) 解釈又は運用の基準の設定</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
2	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(2) (略)
		<u>(削除)</u>
		<u>(3) 他の行政機関への協議</u>
		<u>(4) 解釈又は運用の基準の設定</u>
3	人事院規則の制	(略)

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

(1) (略)

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯		
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) (略)
		<u>(4) 閣議</u>
		<u>(5) 国会審議</u>
		<u>(6) 官報公示その他の公布</u>
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	<u>(7) 解釈又は運用の基準の設定</u>
		<u>(1) 締結の検討</u>
		<u>(2) 条約案の審査</u>
		<u>(3) 閣議</u>
		<u>(4) 国会審議</u>
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	<u>(5) 締結</u>
		<u>(6) 官報公示その他の公布</u>
		<u>(7) 解釈又は運用の基準の設定</u>
4	内閣府令、省令そ	(略)
		<u>(1) 意見公募手続</u>
		<u>(4) 他の行政機関への協議</u>
		<u>(5) 閣議</u>
移管（経済協力関係等で定型化し、重要性がないものは除く。）		

	定又は改廃及びその経緯				<u>他の</u> 規則の制定又は改廃及びその経緯		
閣議又は <u>人事院会議等</u> の決定又は了解及びその経緯				閣議、 <u>関係行政機関の長で構成される会議</u> 又は <u>省議</u> (これらに準ずるものを含む。) の決定又は了解及びその経緯			
<u>4</u>	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)～(3) (略)	(略)	<u>5</u>	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)～(3) (略)	(略)
		<u>(削除)</u>				<u>(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)</u>	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>6</u>	<u>関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)</u> の決定又は了解及びその経緯	<u>関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯</u>	移管
<u>5</u>	<u>人事院会議等</u> の決定又は了解	<u>人事院会議等</u> の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要	(略)	<u>7</u>	<u>省議(これに準ずるものを含む。この項において同</u>	<u>省議</u> の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	(略)

	びその経緯	な経緯			<u>じ。)</u> の決定又は 了解及びその経 緯		
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯				複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関 <u>若しくは地方公共団体</u> に対して示す基準の設定及びその経緯			
<u>6～7</u> (略)				<u>8～9</u> (略)			
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>10</u>	<u>地方公共団体に 対して示す基準 の設定及びその 経緯</u>	<u>基準の設定に関する立案の検討 その他の重要な経緯</u>	<u>移管</u>
<u>(削 除)</u>				個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯			
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯				<u>11</u>	個人の権利義務 の得喪及びその 経緯	(1)～(3) (略) <u>(4)補助金等の交付に関する重要 な経緯</u> <u>(5)不服申立てに関する審議会等 における検討その他の重要な経 緯</u> <u>(6)国又は行政機関を当事者とす る訴訟の提起その他の訴訟に関 する重要な経緯</u>	(略) <u>以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関 する文書</u> (略) (略)
<u>8</u>	個人の権利義務 の得喪及びその 経緯	(1)～(3) (略) <u>(削除)</u> <u>(4)不服申立てに関する審議会等 における検討その他の重要な経 緯</u> <u>(5)国又は行政機関を当事者とす る訴訟の提起その他の訴訟に関 する重要な経緯</u>	(略) <u>(削除)</u> (略) (略)	<u>12</u>	法人の権利義務 の得喪及びその	(1)～(3) (略) <u>(4)補助金等の交付 (地方公共団</u>	(略) <u>以下について移管</u>

9	法人の権利義務 の得喪及びその 経緯	(1)～(3) (略)	(略)	経緯	体に対する交付を含む。) に関する重要な経緯	・補助金等の交付の要件に関する文書		
		(削除)	(削除)					
		(4) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	(略)				(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	(略)
		(5) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	(略)				(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	(略)
職員の人事に関する事項								
10	(略)	(略)	(略)	職員の人事に関する事項				
その他の事項								
11	公示、訓令及び 通達の制定又は 改廃及びその経 緯	(1) 公示の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から 10の項までに掲げるものを除く。)	(略)	14	告示、訓令及び 通達の制定又は 改廃及びその経 緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から 13の項までに掲げるものを除く。)	(略)	
		(2) 訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から 10の項までに掲げるものを除く。)	(略)			(2) 訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から 13の項までに掲げるものを除く。)	(略)	
12	予算及び決算に 関する事項	(1) 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の	以下について移管 ・ 財政法第 17 条第 2 項の規定による歳入歳出等見積書類の	15	予算及び決算に 関する事項	(1) 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯 (5の項 (1) 及び (4) に掲げるものを除	以下について移管 ・ 財政法第 17 条第 2 項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯	

		<p>予算に関する重要な経緯(4の項(1)に掲げるものを除く。)</p>	<p>作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政法第20条第2項の予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。) ・ 上記のほか、<u>人事院</u>における予算に関する重要な経緯が記録された文書 			<p>く。)</p>	<p>が記録された文書(財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政法第20条第2項の予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。) ・ 上記のほか、<u>行政機関</u>における予算に関する重要な経緯が記録された文書
		<p>(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(4の項(2)に掲げるものを除く。)</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国 			<p>(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。)

			<p>の債務に関する計算書を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政法第 37 条第 3 項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。) ・ 財政法第 35 条第 2 項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。) ・ 上記のほか、<u>人事院</u> における決算に関する重要な経緯が記録された文書 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政法第 37 条第 3 項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。) ・ 財政法第 35 条第 2 項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。) ・ 上記のほか、<u>行政機関</u> における決算に関する重要な経緯が記録された文書
				<u>16</u>	(略)	(略)	(略)
				<u>17</u>	<u>独立行政法人等に関する事項</u>	<u>(1) 独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討</u> <u>その他の重要な経緯</u>	<u>移管</u>
						<u>(2) 独立行政法人通則法その他の</u>	
<u>13</u>	(略)	(略)	(略)				
<u>削</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>				

除)		(削除)				法律の規定による報告及び検査 その他の指導監督に関する重要な経緯	
	14	政策評価に関する事項	実施 計画の立案の検討、評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	(略)		政策評価法第6条の基本 計画の立案の検討、 <u>政策評価法第10条第1項</u> の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	(略)
（ 削 除 ）		(削除)	(削除)	(削除)		19 <u>公共事業の実施に関する事項</u>	<u>直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯</u> 以下について移管 ・総事業費が特に大規模な事業（例：100億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの ・総事業費が大規模な事業（例：10億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの ・工事誌
						20 栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯 <u>(5の項(4)に掲げ</u> 以下について移管 ・栄典制度の創設・改廃に関

15	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯	以下について移管するもの ・ 栄典制度の創設・改廃に関するもの ・ 叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの ・ 特に重要な <u>総裁</u> 表彰に係るもの ・ 国外の著名な表彰の授与に関するもの
16	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) 国会審議（1の項から15の項までに掲げるものを除く。） (2) 審議会等（1の項から15の項までに掲げるものを除く。）	(略)
17~21 (略)			

注 (略)

(2) (略)

業務	歴史公文書等の具体例
<u>人事院</u> において実施・運用している制度（人事管理等）について、制度を所管する <u>人事院</u> による当該制度の運用状況の把握等の業務	・ 基本計画 ・ 年間実績報告書等 ・ 施行状況調査・実態状況調査 ・ 意見・勧告

		<u>るものを除く。)</u>	するもの ・ 叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの ・ <u>国民栄誉賞等</u> 特に重要な <u>大臣</u> 表彰に係るもの ・ 国外の著名な表彰の授与に関するもの
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) 国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。） (2) 審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	(略)
22~26 (略)			

注 (略)

(2) (略)

業務	歴史公文書等の具体例
<u>各行政機関</u> において実施・運用している制度（例： <u>政策評価、情報公開、予算・決算、補助金等、機構・定員、人事管理、統計</u> 等）について、制度を所管する <u>各行政機関</u> による当該制度の運用状況の把握等の業務	・ 基本計画 ・ 年間実績報告書等 ・ 施行状況調査・実態状況調査 ・ 意見・勧告 ・ その他これらに準ずるもの
国際会議	・ 国際機関(IMF, ILO, WHO等)に関する会議、又

	・その他これらに準ずるもの		は <u>閣僚</u> が出席した会議等のうち重要な国際的意 思決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、 会議の結果等に関する文書
国際会議	・国際機関(IMF, ILO, WHO等)に関する会議、又 は <u>総裁</u> が出席した会議等のうち重要な国際的意 思決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、 会議の結果等に関する文書	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	その他	・年次報告書 ・広報資料 ・ <u>大臣</u> 記者会見録 ・ <u>大臣</u> 等の事務引継書
その他	・年次報告書 ・広報資料 ・ <u>総裁</u> 記者会見録 ・ <u>総裁</u> 等の事務引継書	(3)、(4) (略)	
(3)、(4) (略)			